

技術報告③

ポンプ部門

令和6年度 農林水産省との意見交換会

ポンプ部門では、円滑かつ品質の高い工事実施の観点から、会員企業に対するアンケート調査をもとに提案要望事項をとりまとめ、このほど、農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室との意見交換会を開催した。

本稿は、令和7年2月5日（水）に開催した意見交換会の状況について報告する。

【日 時】 令和7年2月5日（水）

15時30分～17時

【場 所】 農業土木会館2階A会議室

【出席者】

（農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室）

鈴木 光明	室長
飯島 陽一	課長補佐（積算基準班）
西牟田 格	積算企画係長
草薙 弘樹	機械積算係長

（農業土木事業協会 ポンプ部会）

島田 眞司 部会長（株）西島製作所

少前 英樹	(株)石垣
坂口 禎一	(株)石垣
小暮 真純	荏原実業(株)
小川 泰彰	荏原実業(株)
氏田 三晶	荏原商事(株)
土山 雅知	荏原商事(株)
植田 康裕	(株)荏原製作所
小川 秀介	(株)荏原製作所
中川 明彦	(株)荏原製作所
武田 浩志	(株)クボタ
杉田 智史	(株)鶴見製作所
渋谷 光晴	(株)電業社機械製作所
伊藤 誠剛	(株)電業社機械製作所
萱場 治郎	(株)西島製作所
神田 昭憲	(株)西島製作所
有野 芳弘	(株)日立インダストリアルプロダクツ
古内 大貴	(株)日立インダストリアルプロダクツ

（農業土木事業協会事務局）

山田 耕士、日置 秀彦、野村 栄作、
箕輪 均



【議事】

1 挨拶

(1) ポンプ部会長 島田 眞司

本省におかれましては、ポンプ部門との意見交換の場を設けていただきありがとうございます。

本日は、意見交換だけではなく、ポンプメーカーが日頃どのような役割を果たしているのかをご紹介したく、「ポンプメーカーの施設管理段階における役割に関する調査結果」をお持ちしました。これは令和6年6月に会員へアンケート調査を行い、とりまとめたものです。後ほど簡単に説明させていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。



島田 部会長

(2) 農林水産省 鈴木施工企画調整室長



本日の意見交換、よろしくお願ひします。

(1) 令和7年度農業農村整備関係予算（概算決定）

令和7年度の当初予算は、4,464億円を計上しており、補正と合わせると総額6,500億円となり、昨年度より280億円の増となりました。

(2) 土地改良法の改正

昨年、食料農業農村基本法が改正され、現在、改正基本法を踏まえた食料農業農村基本計画について、本年3月の策定を目指して検討が進められています。

同時に、土地改良法の改正法案が本通常国会へ提出予定となっております。同法案の成立後、土地改良長期計画の見直しも予定されています。

基本法の改正から土地改良長期計画の見直しの一連の流れの中で、大きなテーマが3つあるかと思ひます。

一つ目は、スマート農業や大区画化、効率化

を進めるということ。二つ目は施設の老朽化に対して適切に保全管理を行っていくということ。三つ目は防災・減災・国土強靱化が大きなテーマかと思ひます。

(3) 防災・減災・国土強靱化

現在、国土強靱化実施中期計画を策定するように年明けに総理のほうからも指示があり、それに向けて動き出したところです。現行の計画が今年度で終わるということでもありますので、その次の計画を踏まえて予算確保を進めることになります。

引き続き、皆さま方のご協力を得ながら施策を進めてまいります。本日は意見交換ということでもありますので、要請内容以外にもいろいろな情報をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

2 ポンプメーカーの施設管理段階における役割に関する調査結果（島田部会長）

この調査は、施設管理段階においてポンプメーカーが果たしてきた役割を明らかにし、土木工事とポンプ設備工事との分離発注が制度として持続される必要があることの理解を深めることを目的として実施したものです。

調査方法は、昨年6月に会員各社へのアンケートにより行いました。

施設管理段階におけるポンプメーカーの役割をまとめると次のとおりです。

(1) サポート体制の特殊性

- ・ポンプメーカーは施設管理者と災害協定を締結している場合が多く、災害時には調査・復旧を迅速に行わなければならない責務を負っています。
- ・ポンプ設備が停止した場合は、その被害が人命・財産にも及ぶ甚大なものということから、納入したポンプメーカーが24時間緊急対応するサポート体制が必要とされています。このため、複数のポンプ設備技術者を全国主要地域に常駐させる必要があります。
- ・ポンプ設備は設備機能や機器性能が長期に発

揮されることが求められています。このため、完成後もポンプメーカーと施設管理者とは常時密接な連携を取る必要があります。ポンプメーカーは施設管理段階において何十年にもわたって土地改良区との関係を構築しています。

- ・ポンプメーカーでは、ポンプ設備ごとに営業担当者を配置し、施設管理者からの簡易な相談、現場調査、さらには設備の状況報告、調整・整備計画など、ストックマネジメントの支援を技術営業の一環として行っています。

(2) 技術面の特殊性

- ・ポンプ設備においてはシステム設計が必要とされ、ポンプメーカー独自の専門知識が不可欠となっています。
- ・ポンプ設備の設計には数多くのポンプメーカーノウハウが不可欠となっています。「ポンプトルク値」とか「ねじり振動検討」を例示していますが、こういった特殊なノウハウに基づいて設計、製作を行っています。
- ・ポンプ設備は流体機械のため、納入後15年から20年程度ごとにポンプ施設を閉鎖（改築・更新）するまで、2～3回ポンプ機能を整え延命させる必要があります。また、不等沈下による歪などに対しても適宜調整して延命させる必要もあります。さらに、施設の健全度評価、機能的耐用限界の評価などのポンプメーカー独自の知見を備えている必要があります。
- ・特殊な技術力を保持・継承するために、専門の組織や人材というものを社内で保有しています。

(事例の説明：添付資料)

3 提案要望事項に関する回答及び質疑

要望1. 新たな発注方式の導入について

新たな発注方式（CM方式等）の導入に向け、土木工事において監理業務付工事を試行し、現場技術業務において事業促進型を実施し、これらを通じて知見の蓄積や課題の検証を行うと聞いてい

ます。しかしながら、建設工事段階（設計・発注・施工段階）での検証のみならず、施設のライフステージとして圧倒的に長期に亘る施設管理段階の影響に対する検証も重要と考えられます。

特に、ポンプ設備は土地改良区に移管された後も、施設の存続期間中、受注者によるアフタケアが必要な施設であり、ポンプメーカーはポンプ設備工事を単独元請として受注できること（所要の間接費確保）を前提に施設管理段階においてさまざまな役割を果たしています。ポンプ設備工事を土木工事に含めてゼネコンやゼネコンを代表構成員とする異業種JVに一括発注するようなことになれば、そうした役割の多くを果たすことが困難となります。新たな発注方式の検討に当たっては施設のライフサイクル全般への影響も含めて検証いただくようお願いします。

【農林水産省】

昨年度も要望いただいた内容で、提案内容にあるように、これまでどおり知見の蓄積や課題の検証を行っていきたいと思っている。今回いただいた管理の部分も含めて参考にし、引き続き検討させていただきたいと考えている。

要望2. 入札参加者意向確認型随意契約方式の導入について

一者応札が見込まれる整備工事については、国交省のように意向確認し随意契約に進む方式の導入をお願いします。

昨年度の農林水産省との意見交換では、手続きの簡素化に効率的であり前向きに検討する旨の回答がありましたが、その後の検討状況についてご教示をお願いします。

【農林水産省】

現在、本省内で導入についての内容検討を行っている段階である。目安は令和7年度の試験導入を目指して、今検討中であるので、よろしくお願ひしたい。

【協会】

具体的な試行件数は決まっているのか。



石垣 少前、坂口

【農林水産省】

件数は決まっていないが、農政局別に一定数を確保したいと考えている。

要望3. 若手技術者育成の配慮について

高齢化、人材不足等により経験のある技術者を確保することが難しくなっており、若手技術者の育成が急務となっています。しかし、受注の確保や施工経験不足から若手技術者を配置することが困難な面があり、このことが若手技術者育成の妨げとなる悪循環となっています。

このため、若手技術者を配置技術者とする場合の技術者評価点の加点措置や更新・新設の工事であっても若手技術者に限り補修工事の施工経験を認めるなどの若手技術者育成の配慮をお願いします。

【農林水産省】

重要な課題と認識している。建設業法の改正でも、監理技術者の要件は緩和の方向に進んでいくかと思う。ただし、まだ施設機械工事ではさらに検討が必要と考えているところである。今後、他省庁の情報も入手しつつ、意見交換を行いながら、こういったものがあるか検討していきたいと考えている。



飯島 補佐

【協会】

補修工事でも撤去と再据付が必要となる高度な技術力が必要となる工事があるので、こうした工事は製作・据付工事の実績として認めていただけないか。

【協会】

補修工事でも、新設工事と同様の技術力が必

要なものを類型分けすることができるのではないかと考えるので、各社の意見を伺いアイデアを出していきたいと思う。



荏原実業 小暮、小川

【農林水産省】

よろしくお願ひしたい。

要望4. 週休二日制対象工事のペナルティー適用の特例について

令和6年度に公告された工事の特別仕様書において、週休二日を達成できた場合は、「積算上の減額処置がない。」「工事成績評価点に加点する。」旨が記載されています。また、週休二日の対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間とし、「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。」とされています。

受注者の責によらずに着手予定日に遅れが発生し、かつ、工期延期もできない事情がある場合、工事着手日から工事完成日の全期間において「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」に該当すると解釈されます。工期延期できない次の事情のある各ケースにおいて、どのような処置となるのかご教示をお願いします。

- ①排水機能の早期確立のために、監督職員と協議し休日出勤等に対応努力する場合
- ②配置技術者の次期工事への専任が決まっており、交代できる技術者もいないことから、監督職員と協議し休日出勤等に対応努力する場合

【農林水産省】

発注者があらかじめ設計当時に示していない内容であっても、現場条件、気象条件により受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間については、閉所率から除いた上で算定する

ということで既に事務連絡をしている。個別案件については正確に判断することが難しいと思うので、具体的には個々に発生した段階で発注者と協議で決定していただきたいと考える。



荏原商事 土山、氏田

【協会】

他工事との関係で土日の作業を余儀なくされたにもかかわらず、加点にならなかった事例があったので伺ったところである。

要望5. 製作期間中に対応する一部現地据付工事の配置技術者について

ポンプ設備製作据付工事の配置技術者は、通常製作担当と据付担当を区分して選任していますが、据付担当の専任を必要としない製作期間中に、吸・吐出管等の一部据付工事（先行工事）を求められる場合があります。

しかし、据付担当技術者が別工事に専任している場合は、この先行工事の担当として配置することができず、別の据付担当技術者に変更する必要がありますが、その確保に苦慮しているのが実態です。

このため、当初契約における施工条件と位置付けられていない一時的な先行工事が必要となった際の担当技術者については、施工経験を求めないなどの柔軟な対応をお願いします。

なお、逆に先行工事を当初契約における施工条件に位置付けられた場合、先行工事と本工事との間の据付工事休止期間中も配置技術者を他工事に専任させることが困難となり、配置技術者の拘束期間を実質長期化させる問題が生じることにも配慮をお願いします。

【農林水産省】

先行して作業が始まる場合、予定より早く技術者を配置しなければならない点については、基本的には先行工事がある場合は必ず入札契約

書等に明示するよう、徹底したいと考えている。

また、不測的に先行工事が必要となった場合、配置技術者は基本的には同等以上の技術力を有する者の配置をお願いしたいというところではあるが、同等の定義として、例えば総合評価点ではなくて資格や経験年数などで判断するというような、なるべく柔軟な対応をしてまいりたい。



荏原製作所 中川、植田、小川

【農林水産省】

配置技術者の要件については、公共工事共通のルールとなっていて緩和が難しい面もあるが、国土交通省と意見交換をしながら、緩和の方法について検討してまいりたい。

要望6. 受注者の責でない配置技術者変更時に求められる技術者要件の緩和について

受注者の責によらない工期の延長または据付工事の一時中止に伴って配置技術者を変更する場合において、変更は可能であるものの契約時の技術者と同等以上の者の配置が求められてきました。

昨年度の農林水産省との意見交換において、令和5年3月31日の通知以降は各地方農政局に対し柔軟な対応をとるよう指導しており、門前払いはあり得ないとの回答をいただいたところです。しかし、各農政局では未だ総合評価点を下回らない者の配置が必要であるなどの旧来の運用が継続されています。

このため、各農政局に対し、総合評価点、各評価項目の評価点、同種工事における一定規模以上の施工経験を問わずに配置技術者を変更できる運用とし、その旨を入札説明書に明記するなどの具体的な指導をお願いします。

なお、国交省港湾局において同等である必要はないことの試行がなされていると聞いています。

【農林水産省】

監理技術者マニュアルに原則的には入札の公平性の観点から同等以上の技術者を配置することと書かれている。基本的にはそのような考え方であるが、同等の定義をそういった総合評価



クボタ 武田

の点数ではなくて、もう少し、同じ資格とか、同等経験などで判断するように、なるべく柔軟な対応をしていきたいと考えている。

【協会】（部会長）

配置技術者の問題についても、どのような緩和の方向があるのか、アイデアを出していきたいと思う。

【協会】

総合評価点を下回らないという条件があると案が出しづらいのではないかと。

【農林水産省】

総合評価点に依る必要はないと考えている。資格や経験のみを見ることではないかとも考えている。同等の考え方について、受注者の責による場合とよらない場合で変えるべきなのかどうか論点になると考えている。

要望7. 資機材価格の見積もり徴収方法について

大口径異形管等の主配管材料、駆動機、バルブ、電気設備等の各種機器の実購入価格が設計に採用される公表価格に対して大きく超過する実態があります。その要因として、価格調査時期が古いことや、調査会に価格調査を依頼した場合において調査会に調査先の報告義務を課することはできないことなどが考えられます。

このため、農政局が発注の直前にポンプ設備工事の請負を想定される事業者（ポンプメーカー）に直接見積もりを徴収する方法（従前の一般的な方法）とすることで、実購入価格との乖離がなくなるよう配慮をお願いします。

なお、このような見積もり徴収方法を取った場合においても、引き続き、応札前の資機材価格の

公表について継続していただきますようお願いいたします。

【農林水産省】

資機材価格の徴収方法については、商社、問屋、特約店、またはメーカー、これらの中から選ぶことにしている。特に工事内容によっては、過去の施工実績のあるメーカーを含めるこ



鶴見製作所 杉田

とを原則としている。また、必要に応じて工事業者に調査も行って、工事の価格の妥当性の確認を行うこととしている。さらに、見積り業者が適切な見積り価格を算出できるように、見積り資料の詳細を示すよう指導してきたところである。

可能な限り最新の単価で積算するように努めているところであるが、昨今、資材価格の急激な高騰があり、設計単価と実勢単価に乖離が生ずることが避けられない現状もあると思う。そういったものについては、当初契約後に変更協議において、実勢価格をベースに設計単価に反映させる単品スライド条項もあるので、適用をご検討いただければと思う。

【協会】

今の回答は、これまで物価調査会に依頼していた価格調査を、今後はメーカーに依頼するものと理解してよろしいか。

【農林水産省】

基本的なルールは変わらないが、工事内容により標準的な価格の算定が難しいものはメーカーへ見積りを依頼するように、一層指導してまいりたい。

また、要望2にある、入札参加者意向確認型随意契約方式の導入が進めば、このような対応は減少すると考えている。

要望8. 増工等に伴う工期延長に対する現場経費に関する積算基準の改定について

請負範囲に依らない関連工事（土木、建築等）により工期延長となる場合には、現場事務所の機能存続に必要な経費を設計変更の対象として積算計上できるように基準の改定をお願いします。

昨年度の農水省との意見交換では、品確法の趣旨から支払うことは間違いのないことであり、支払い方法について整理するとの回答がありましたが、その後の検討状況についてご教示をお願いします。

【農林水産省】

請負者の責によらない工期延長に対する現場経費の積算改定に関し、工期の延長に伴う費用の算出に関する考え方については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法に



草薙 係長

ついて」という通知を出しており、その中で工期延長に伴う現場経費が計上できることになっている。この通知に基づいて、担当者と協議をしていただくようお願いしたい。

【農林水産省】（鈴木室長）

発注者が負担すべき費用は必ず負担するとの考え方で対応していることをご理解願いたい。

【協会】

その通知は閲覧可能なのか。

【農林水産省】

農水省のホームページに掲載している。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-11.pdf>

【協会】

その通知には計算方法が記載されているのか。

【農林水産省】

計算式もあるが、率で換算できるのは土木工事になっているので、施設機械工事は積上げになると考えている（機器の保管費、現場事務所の延長費用）。



電業社 伊藤、渋谷

要望9. 変更契約の適時的確な実施について

工事において変更が生じた際は、事業所内手続き等の関係上、変更契約に先立ち指示書により対応し、後日変更契約（金額、工期確定）となりますが、下請企業（特に零細企業）との契約締結、社内決算の健全性確保、将来の技術者配置等を考慮した場合、金額・工期未確定の状態が長期間続くのは望ましくありません。

このため、工期末の精算変更だけでなく、受注者との協議の上、適時必要な時期に変更契約締結をお願いします。

【農林水産省】

多くの事例では工期末に積算変更をして、最初の契約変更をするというところだと思うが、変更の内容や規模によっては、工期末の変更に限らず必要になると考えているので、適宜受発



西牟田 係長

注者間で協議の上、契約変更の手続きを行うよう、現場の方を指導していきたいと考えている。

【協会】

概ね30日以内に変更する、といったガイドラインの発出は難しいのか。



西島製作所 萱場、神田

【農林水産省】

変更の時期については、一律に提示することは難しく監督職員と個別に相談いただくことになると考えている。単年度工事は1回のみ。

条件を設定（例：製作完了まで、下請け工事発注まで）したうえでなら通知ができるかもしれない。

【協会】

進行基準での売上げ計上については、追加工事の契約が出来ていない場合でも、追加工事が進み、追加工事分の発注を行うと追加工事分が売上計上されてしまう。特に、決算時には適正な進行基準売上が行えない事から、場合によっては利益隠しのような判断をされる事が懸念される。

また、工期延長が確定しても、契約変更を行わない事により他案件の技術者配置ができないという問題も生じる。

【協会】

工場製作分の変更は、製作完了までに金額の決定、変更をいただけないと、変更分の下請け業者への支払い等に影響を及ぼすことになる。

【農林水産省】

契約変更も行政手続なので、頻繁に行うことは難しいことをご理解願いたい。

【農林水産省】

土木工事に関する内容が大部分で、施設機械設備工事の適用部分が少ないというご意見かと思うが、工事成績評定については、工事ごとに確認された工事内容に基づいて的確に評価するように現場を指導したいと考えている。

なお、工事成績評定が関係する優良工事の表彰についても、土木工事と施設機械工事、それぞれ一定数を選出するという事になっているので、土木工事に対して施設機械の工事が不利になっているということではないので、ご理解いただければと思う。



日立インダストリアル 有野、内内

【協会】

1年を超える工期については、無事故であれば評価の対象となるはずだが、施設機械工事の場合、製作期間は実質工期には含まれない旨として加点にならない場合がある。

【農林水産省】

実態について調べたい。

要望 10. 工事評定について

工事成績評定の「工事特性」について、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の対応事項（具体的な施工条件などへの対応事例）は土木工事に関する内容が大部分であり、施設機械設備工事に適用できる部分が少ない。このため、出来形や品質同様に対象工事別の運用の検討をお願いします。なお、施設機械特有の工事特性があった場合は、「その他」として評価し加点することは可能であると承知していますが、その場合、所与の対応事項をチェックするのではなく具体的に記述する必要が生じ、土木工事に対し不利となることは否めません。農林水産省として土木工事に準じた施設機械設備工事用の対応事項チェックシートを作成することについて検討をお願いします。